

○ 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(別記3)</p> <p>(別記3 別紙様式第2号) (別添様式第1号) 農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業 都道府県事業 実施計画(実績報告)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 添付資料</p> <p>(1) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け 3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記4農業教育 高度化事業の別紙様式第3号「都道府県農業教育高度化プラ ン」</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(別記3 別紙様式第5号) (別添様式第3号) 農業教育環境整備事業のうち施設等整備事業 都道府県事業実施 計画(実績報告)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 添付資料</p> <p>(1) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け 3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記4農業教育</p>	<p>(別記3)</p> <p>(別記3 別紙様式第2号) (別添様式第1号) 農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業 全国事業実施 計画(実績報告)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 添付資料</p> <p>(1) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け 3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記4農業教育 高度化事業の別紙様式第5号「都道府県農業教育高度化プラ ン」</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(別記3 別紙様式第5号) (別添様式第3号) 農業教育環境整備事業のうち施設等整備事業 都道府県事業実施 計画(実績報告)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 添付資料</p> <p>(1) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け 3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記4農業教育</p>

高度化事業の別紙様式第3号「都道府県農業教育高度化プラン」
(2)～(5) (略)

高度化事業の別紙様式第5号「都道府県農業教育高度化プラン」
(2)～(5) (略)

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によるものとする。